

中国創造性判断時における公知常識の位置づけ

～公知常識と認定するための証拠と説明～

中国知的財産権訴訟判例解説（第62回）

李莉

上訴人（原審第三者）

国家知識産権局特許復審委員会

被上訴人（原審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

創造性（日本の進歩性に相当）を判断する際には、主引用文献に対する一致点及び相違点（区別特徴）を認定し、次いで当該相違点が他の文献に開示されているか否かを検討する。ここで、相違点が公知技術に過ぎない場合、容易に想到できるとして創造性が否定されることになる。

しかしながら、相違点が公知常識であることを示す明確な証拠もなく、公知常識であるとして創造性が否定されてしまうことが実務上多い。

本事件において、北京市高級人民法院は、公知常識であることを示す証拠が提出されていないとして、公知常識に過ぎず創造性なしと判断した北京知識産権法院判決¹を取り消した。

2. 背景

(1) 特許の内容

李莉（上訴人）は、冷再生触媒循環方法及びその設備と称する発明特許第200810146601.8号(以下、601特許という)を所有している。601特許は2008年9月2日に出願され2012年7月4日に登録された。

争点となった請求項1は以下のとおりである。なお、符号は筆者において付した。

1 北京知識産権法院判決（2016）京73行初620号